

ご利用ください！町の助成制度

町では、町民・事業者の皆さんをサポートするため、さまざまな助成制度を設けています。助成には条件などがありますので、詳しい内容は担当課へお問い合わせください。

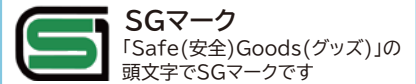
自転車用ヘルメットの購入費を助成

問 住民課 交通防犯班
☎(内線)3325

●対象者

町内在住の、13歳未満のお子さんの保護者
(町税に未納がある方は対象外)

●助成金額 1,000円(上限額)



●対象機器

SGマークが表示された自転車用ヘルメット
(申請前1年以内に購入したもの)

録音機能付き電話機などの購入費を助成

問 住民課 交通防犯班
☎(内線)3325

電話による特殊詐欺を防止するため、録音機能付き電話機などの購入費を助成します。

●対象者

町内在住の70歳以上の方、認知症の方またはその疑いがある方などがいる世帯の世帯主
(町税に未納がある方は対象外)

●助成金額 購入金額の4分の3(上限10,000円)

●対象機器

受信した際に、音声を録音する旨のメッセージが流れ、会話を自動で録音する機能を備えた家庭用固定電話機または録音機器
(平成31年4月1日以降に購入したもの)

交通事故や災害に遭われた方に災害見舞金を支給

問 住民課 交通防犯班
☎(内線)3325

●対象

町内在住で、次の被害に遭った方または遺族の方

- ① 交通事故による死亡または入院を要する負傷
- ② 暴風雨・豪雨・洪水・地震のほか異常な自然現象、火災・爆発などの原因による死亡・負傷
- ③ ②の災害による住宅の損壊・焼失・浸水または流失

●見舞金の内容

種類	災害の区分	金額
弔慰見舞金	死亡	6歳未満 100,000円
		6歳以上20歳未満 150,000円
		20歳以上 200,000円
傷害見舞金	負傷	3日までの入院 5,000円
		4日以上入院 1日当たり1,500円(上限50,000円)
		住宅見舞金
住宅見舞金	半焼・半壊・床上浸水	2人以上の世帯 50,000円
		1人世帯 10,000円
		2人以上の世帯 30,000円

●申請方法

被害者本人(未成年者の場合は保護者)または遺族が、災害発生後1年以内に住民課へ。必要書類は見舞金の種類や災害の区分によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



New!

在宅高齢者の方の補聴器購入費を助成

問 高齢介護課 長寿いきがい班
☎(内線)3338

70歳以上の方を対象に、生きがいづくり、生活支援および社会参加の促進のために、補聴器購入費の助成を開始しました。

●対象

次の要件の全てに該当する方

- 町に住民登録がある
- 令和5年3月31日までに70歳以上になる
- 前年度末までの町税を完納している
- 町民税の未申告者に該当しない

●助成金額

20,000円(上限額)



●申請方法

本人確認書類、領収書の写し、仕様書または説明書の写しなどをお持ちの上、高齢介護課へ。

●注意事項

- 補聴器を購入した年度内のみ申請可能です。
- 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器が対象です。
- 障害者総合支援法に基づく補聴器の支給対象となる方は対象外です。

高齢者の方のタクシー利用券を助成

問 高齢介護課 長寿いきがい班
☎(内線)3338

●対象

次の要件の全てに該当する方

- 令和4年1月1日以前から町に住民登録がある
- 令和5年3月31日までに80歳以上になる
- 介護保険施設などに入所していない
- 町の外出支援を受けていない
(「かなちゃん手形」購入費助成など)
- 前年度末までの町税を完納している
- 町民税の未申告者に該当しない

●助成金額 5,400円分の利用券



●申請方法

本人確認書類をお持ちの上、高齢介護課へ。

●注意事項

- 1年度につき1人1回限りの助成です。紛失などによる再助成はできません
- 代理申請の場合は、本人と代理人の本人確認書類が必要です。
- 令和3年度分の利用券がまだお手元にある場合は、ご返却ください。

高齢者の皆さんの運転免許自主返納を支援

問 高齢介護課 長寿いきがい班
☎(内線)3338

●対象

町内在住で、有効期限内にある全ての運転免許を自主的に返納した、75歳以上の方
(初回の申請は、返納日から6カ月以内にしてください)

自主返納制度については、
厚木警察署へお問い合わせください。
☎046(223)0110

●助成内容

- 「かなちゃん手形」1年券の購入費用(1回限り)
- 町内循環バス乗車券150円券50枚×5年分
(毎年度の申請が必要です)

●申請方法

- ① 厚木警察署で、運転免許証の自主返納手続きをし、「申請による運転免許の取消通知書」「無効確認を受けた運転免許証」を受け取ってください。
- ② ①で受け取った書類、本人確認書類をお持ちの上、高齢介護課へ。

●注意事項

- 「かなちゃん手形」の再発行や払い戻し(差額返金)などはできません。
- 「かなちゃん手形」購入券、循環バス回数券を紛失した場合でも、再発行はできません。
- 令和3年度分の町内循環バス乗車券がまだお手元にある場合は、ご返却ください。